

公共事業用地の確保等に関する提言・要望

公共事業を円滑に推進するため、公共事業用地の確保等に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
2. 市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。
3. 土地開発公社経営健全計画の着実な推進を図るため、都市のおかれている財政状況等を踏まえ、第三セクター等改革推進債をはじめとする財政措置の充実を図ること。
4. 地理空間情報システムについては、今後の活用を踏まえ、地図情報基盤を統一するなど広域・総合的な観点で推進するとともに、事業実施に必要な財政措置の充実を図ること。